

第 13 回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 28 年 6 月 13 日(月) 13:30～16:30	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外菌委員、上梶委員、中野委員、徳田委員、山本委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	

□ 会次第

会次第	主管課・室
1 開会	—
2 補助金等評価	—
(1) 次世代エネルギー事業推進補助金	新エネルギー対策課
(2) 火葬料差額助成金(書類審査)	環境課
(3) 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金	環境課
(4) 放課後児童クラブ運営補助金	子育て支援課
(5) 中小企業対策利子補助金	商工政策課
(6) 緊急保証制度保証料補助金	商工政策課
(7) 中小企業元気づくり補助金(書類審査)	商工政策課
(8) 中心市街地テナントミックス支援事業補助金(書類審査)	商工政策課

その他

評価時の指摘事項に対する回答(第 14 回委員会にて)	主管課・室
1 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金	—
2 中心市街地テナントミックス支援事業補助金	—

□ 議事

1 開会

○ 会長

(挨拶)

2 補助金等評価 (1) 次世代エネルギー事業推進補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 本補助金は、申請をして適用外になる場合もあるのか。

●主管課 申請の前に、事前に相談をいただくので、その段階で説明をする。補助対象

設備であれば、太陽光は 50kW 未満、風力や水力は 20kW 未満などは該当しないので、今回の制度には該当しませんと説明をしている。

○委員 除外になるのは、その程度か。

●主管課 除外はしないが、本補助対象経費は、次世代エネルギー発電施設の新設及び

増設により、増加した固定資産税相当額である。既に持っている雑種地に、設備を設置し、設置後も雑種地であれば、評価額は変わらないため、補助対象になる額がない。このように本補助金の対象にならない場合もある。

○委員 固定資産税について、補助金を出すより、税の減免をすることは考えていないのか。

●主管課 本補助金は、事業を進める上で、初期投資がどうしても掛かってしまうことから、課税開始後の3年間補助することを目的とした制度である。税金の面について、正式な回答はできないが、税の減免対象は、国の地方税法に謳われており、これに基づいて、市も税条例を定めている。これの減免の対象に本事業を謳い込むには、難しいところがあるのでは思う。また、地方交付税の収入額の認定にも影響がある。よって、固定資産税の増加分については、補助金を使って、事業を進めてもらおうという形をとっている。

○委員 それは、主管課の考えであって、調査をして、減免の対象にならなかったというわけではないですね。

●主管課 そのとおりです。

○会長 太陽光パネルを設置したら、パネルの架台などには、固定資産税が結構かかる。

○委員 だから、減免にしたらいかがか。

○会長 本補助金は、固定資産税増加分に対する補助である。太陽光パネルをどんどん設置したら、太陽光パネルの架台、基礎等にはその分の固定資産税がかかるようになっていく。自治体側の使命は、そこに出てくるということである。

○委員 平成28年度の申請件数は何件か。

●主管課 平成28年度になって、2・3件の相談がきている段階である。

○委員 去年より増えるのか。

●主管課 去年より増えると想定している。

○委員 意見であるが、本事業を興そうとす

る事業者は、本事業が将来的に採算が合うか否か等将来展望等に関して十分検討し事業を立ち上げているのではないかと。また、企業者は自立の精神があり、補助金を当てに事業を立ち上げていないのではないかと。このような事業者も補助金制度があれば、これを利用しようというのが人間の本性ではないかと。このような観点から、補助金を出す市としても補助金＝国・地方の財源であり、現在国・地方財政は一千兆円を超す莫大な借金を抱えており、各種補助金のあり方もこの莫大な借金に補助金も委ねられていることを念頭に置く必要があるのではないかと。更に、担当課は、本補助金制度のあり方として申請事業者が、本当に救済の必要があるかどうか補助金交付基準の見直しを行い、そのなかで議論してもらいたい。

○会長 風力発電や太陽光パネルなどを設置する事業者は、固定資産税が発生する。そこに補助金を交付しているわけだが、固定資産税という形で、市に還元されている部分もある。一方では誘い水をしながらも、もう一方では頂くものは頂くという駆け引きをしている部分も見える。そういう意味では、どちらが自治体側にとって良いことなのか一概には言えないが、補助金等の在り方については、委員の意見もあると思う。他に質問はあるか。

○委員 なし。

2 補助金等評価

(2) 火葬料差額助成金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価

(3) 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 交付要領の第2条(2)の交付基準によると研修事業が行われていない場合、補助金の交付は行わないとあるが、地域住民の施設等の研修事業は毎年何回実施し

ているのか。交付要領の要件を満たしているのか。

●**主管課** 研修事業は実施していないが、その前段部分の環境美化活動は年3回実施していただいているところである。全く、要件を満たしていないということではないので、補助金を交付している。

○**委員** 及び、又は、並びになど日本語の文言がある。及びというのはA及びBで、Aもしなければならぬし、Bもしなければならぬという解釈ではないのか。要するに、環境美化活動もしなければならぬし、研修事業もしなければならぬと交付要領からは読み取れる。このような観点から、研修事業は何回実施しているのか。交付要領を満たしているのかお聞きしたい。

●**主管課** 研修事業は、ここ三ヵ年実施していない。

○**委員** 地域環境美化活動は、本センターが主導して実施しなくても三自治会は、各自治会単位で、草刈りなど実施しているのではないか。また、各自治会で地域の清掃活動を行った場合、市から道路愛護謝金をもらっているのではないか。一つの仕事を複数の団体が行う必要性があるのか。

●**主管課** 本センター周辺の三自治会の皆様が共同作業をすることに意義があるのではないかと考えている。

○**副会長** 1ページの一番下に「内容的に非常にデリケートな問題であるため・・・」との記載があるが、実際にどのようなデリケートな問題があるのか。9ページの費用の支出面を見ると、一人一日の作業に千円の支出、3月2日の会議費に4万円の支出、役員手当などあるが、金額が大きい。デリケートな問題があるとすれば、本資料ではわからないので、教えていただきたい。

●**主管課** 本センターは、市民の皆様のし尿と汚泥を処理する施設である。一般的に言う迷惑施設的な面があり、他の自治体でもこのようなセンターを新設するとなった

場合、問題になるような施設である。このあたりをデリケートと表現している。補助金の使い道にしてもただ単に補助金を支出しているのではなく、一つの活動を通して、努力された方に交付しているので、私どもとしては、どうしなさい、こうしなさいなどと踏み込んでいくのはできない状況である。

○**委員** そもそも本補助金の使い方として、役員手当が該当するのか。また、3月2日の会議費に関しても会議を行っただけなのか、若しくは、懇親会などの経費も含まれているのか教えていただきたい。

●**主管課** 3月2日の会議は、東郷のゆったり館で開催され、私どもも出席したが、自分たちは手出しで払った。また、役員手当が多いのではとの意見もあったが、私自身、環境課長を3年間しているなかで、会長と頻りに連絡を取り合い、相談事などがあった場合、会長を通じて、地域の取りまとめをしていただいているので、それ相応の金額であると考えている。

○**会長** 3月2日の資料等があれば、提出していただきたい。まとめの段階で議題にあがると思われる。

○**委員** 委員から、研修事業等について質問があったが、私もまったく同感である。実績報告書の活動は、市の環境美化推進員の活動と重複しているのではと感じた。自治会と連携して草刈りなどを実施しているそうだが、補助の目的は、達成されているのか。6ページの公害等の未然防止の項目で、「川内汚泥再生処理センターとの連携を密にし、管理運営が円滑に推進されるよう公害防止に努めた」とあるが、いつ、どのようにしたのか不明で活動が見えない。

●**主管課** 公害防止の関係は、毎年度、総会において、し尿処理場の測定結果の数値等を情報提供している。また、一昨年は、本センターを会場とし、菜生くんフェアを地元の協力を得て、開催した。

○委員 これまでの経緯もあって、補助金の内容の検討をされるようだが、今、考えている範囲内で、どのように交付要領の条件等を再検討する余地があると捉えているのか。

●主管課 交付要領の検討について、第2条(2)に「廃棄物処理施設等の研修事業を行うものであること」と記載してあるが、現在、本センターは、新設されたことにより、他施設と比較して、劣るものではなく、本センターより、新しい施設はないということで、この部分の削除を検討しているところである。

○会長 交付要領の文言を修正するということですね。他に質問はあるか。

○委員 迷惑施設を新設する段階で、地元の協力を得なければならないことから、本センターやエコパークにしても補助金を交付しているのだろうが、ある程度、時限を3年や5年など決めた方が良いのではないか。我々の地元にも原子力発電施設があるが、何も貰っていない。本センターへの補助金がいつまで続くのかわからないが、これについての考えをお聞きしたい。

●主管課 おっしゃるとおりである。本センターだけでなく、市全体の施設で、時限を決めるなどの方向性を持って、取り組むことは大切だと思う。あと何年続けるかという質問については、簡単に言えないので、私どもも悶々としたものは持っている。ご意見として参考にできる場面があれば、活用させていただきたい。

○会長 後ほど、委員の意見をまとめて提出するので、ぜひ、その意見を本センター対策委員会にお示しされたい。

2 補助金等評価

(4) 放課後児童クラブ運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 この制度を始めてから、補助を受けている事業者、受けていない事業者含めて、課題などはあるか。

●主管課 小さな小学校区は、10人弱のク

ラブ、大きな小学校区は2つのクラブで80～90人というクラブもあり、バランスが難しいところである。クラブが大きくなると放課後支援員を置かなければならない。勤務時間の関係からも、常勤ではなく、パート的な部分もあるので、支援員を見つけるのがなかなか大変である。本クラブの運営は保護者の負担金と市の補助金からなっているが、生徒が来ないということであれば、4月の時点で職員の手立てをするのでそこらへんがなかなか、今は上手いっていると思うが、そういう課題はあるのではと思う。国も保育園も大変だが、放課後児童クラブも大変だということで、少しでも良い環境になるようにと変わってきているところである。

○副会長 放課後児童クラブの待機児童の数は把握しているのか。

●主管課 5月1日現在で調べたが、4児童クラブで、43名の待機児童が発生している。ここでの待機児童の数は、申し込みをして入れなかった数のみであり、これ以外にも自主的に申し込みをしなかった方も多くいると思う。申し込みをした全員が入れることが一番理想的だが、なかなか難しいのが現状である。

○副会長 地域によっては、児童クラブが不足している状態か。

●主管課 市街地の育英校区や平佐校区が不足している。このような校区に、児童クラブを新設するなどといった話も出るので、児童クラブ不足が少しでも解消されるのではと思っている。

○委員 特記すべき事項の記載について、本市は離島を抱えているので難しい部分もあると思うが、市の単独補助が必要だと考えている点については、非常に的を得た考え方であり、評価する。ところで、これまで児童クラブにおいて、事故が発生したことがあるか。

●主管課 昨年は、4・5件の報告があった

と記憶している。医療機関にかかった場合は、報告してくださいとお願いしている。

○委員 児童の親御さんに満足しているのか、不満な点はあるか、などアンケートは実施しているのか。

●主管課 児童クラブは、民間事業者が運営しているので市では直接アンケートは実施していないが、児童クラブが独自でアンケートを実施しているかもしれない。

○委員 補助金を交付しているのだから、相手が民間事業者であってもアンケートをとってくださいなどお願いできるのではないか。

●主管課 今後検討したい。

○委員 6 ページの基本額の算定によると、国・県は45人がベースということか。国・県が推奨する一定の規模を40人と認識しているが、補助金は45人を超えるとマイナスのペナルティがつく。児童数が少ないクラブに市が単独で加算するという市の考え方はわかるが、36～45人という45人すれすれのクラブに加算する部分について、市の考え方をお聞きしたい。

●主管課 この表は、国が示した基準である。新しい子ども・子育て制度に伴い、市も放課後児童クラブ関係の条例を制定した。40人を推奨としているが、国が概ねという表現をしているので、45人という数字が出てきているところである。市の単独補助を45人以下にしているが、児童数が少ないクラブは、より大変だと思うので、今後、見直しの上、調整したい。

2 補助金等評価

(5) 中小企業対策利子補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 2点ある。1点目は、本市の補助金等基本条例の基本原則には、補助金交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、補助金交付が効果的であると認められると記載されている。このような意味からも検証は重要である。担当課は、経営の安定化の状況を具体的にどのよ

うな手段・方法で実施しているのか。

●主管課 我々は、企業の経営状況について、細かに資料の提出は求めているが、最低でも中小企業者が、経営を安定して続けてもらうことが第一であり、廃業する事業者が無くなるのが、本補助金の大きな目的である。具体的に経営状況が何パーセント伸びたとか、従業員数が何人増えたなどの追跡調査をしているわけではない。市内の中小企業者に、事業を継続してもらうことで、廃業件数0件と判断させていただいている。

○委員 本補助金は、必ずしも必要な補助金ではないのでは。補助金があるから頼ろうとするのではないか。ここを検討してほしい。2点目は、どのように効果指標の設定をしているのかお聞きしたい。

●主管課 効果指標の数値的なものについては、確認できていないが、本補助金があることで、金融機関も融資しやすい状況であるとことは聞き取りをして確認している。また、商工会、商工会議所などを通じて廃業件数の数は確認している。効果の確認としては、事業者からの本補助金への感想や意見などを金融機関、商工会議所及び商工会を通して把握している。補助率が下がったにも関わらず、新規件数も増えてきているので、本補助金は、少なからず、役に立っていると確認している。

○委員 そうすると、交付要領第14条の文言には具体性がなく、現状と文言が一致しない。現状に即した文言にする必要があり、検討すべきである。

●主管課 より具体的な文言にするよう検討したい。

○委員 県の融資制度と民間の融資制度を比較した場合、利率については、いかななものか。

●主管課 県の融資制度は、民間の融資制度に比べ、低利率で使いやすい制度だと思う。この場で、民間の融資制度の情報を持ち得

ていないので、詳しくどのくらい差がある
ということは、言えない。

2 補助金等評価

(6) 緊急保証制度保証料補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 交付件数が少ないが、本補助金を廃止したら、どのようなリアクションがあるか。

●主管課 セーフティネットの保証料補助については、リーマンショックの時に、国がセーフティネットの認定をすることで、低利率なセーフティネット資金を借りることができるようにと制度をつくったものである。交付件数が少なくなってきたということは、景気が回復してきているともみなされるが、本補助金を廃止するタイミングについては、国がセーフティネット保障制度を持っている以上、補助対象者がまだいると思うので、市としても当面の間は、継続する方向である。国の動きと連動させるのがベストだと思う。

○委員 国の補助金は、入っていないんですよね。

●主管課 入っていない。

2 補助金等評価

(7) 中小企業元気づくり補助金(書類審査)

事前質問

(書類審査について、事前に質問があった場合は、主管課が回答する。)

○委員 社員研修を行った場合、補助金申請をすれば、毎年、補助金が交付されるのか。

●主管課 1年間の補助上限額が、10万円なので、この額以内であれば、交付することができる。例えば、同じ企業で、今年はAさん、来年はBさん、再来年はCさんとなっても交付することができる。

2 補助金等評価

(8) 中心市街地テナントミックス支援事業補助金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価 まとめ

(1) 次世代エネルギー事業推進補助金

○会長 本補助金について、意見があるか。

○副会長 本補助金は、次世代エネルギー発電施設を他の市町村でなく、本市に設置してもらいたいという差別化のために、本補助金があるのか。それとも、国がこの制度をしているから、市も補助を行っているのか。本補助金による効果はあるのか。

○事務局 委員からの本補助金がなくても、事業者は、新エネルギー発電施設を設置したのではないかという意見のように、本補助金があった場合、なかった場合の検証については、難しい面があると思う。このような観点からも審議していただきたい。また、1ページの成果指標の目標値を15万kWとしているが、成果指標の推移から、平成26年度は、約0.1万kW、平成27年度は、約0.3万kWと桁は非常に小さいが、少しずつ上乘せられて、目標値に近づきつつあることが表を見てわかる。

○会長 補助金を多く貰っている事業者、そうでない事業者あるが、(有)サンパワーは、約2億5千万円の初期投資費用(事業規模)に対し、46万2千円の補助金を受け取っている。事業規模に換算すると、補助金額は、そんなに多い額とは言えない。固定資産税の支払い等を見込めば、46万2千円は、完全に固定資産税として入ってくる額なので、他の市町村に設置するよりは、本市に設置していただきたいという考えもあるかと思う。それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員 必要性について、一定の補助を行うことが直ちに必要と言えるのか。事業者は起業時、補助金を含めた経営を念頭に置いていないのではないか。また、社会的弱者の救済・地域的ハンデの克服等の必要性はあるのか。ないのであれば、必要性はないのではないか。この2つの観点からみた場合、

必要性は低いと考える。

○**会長** 委員総体の意見としては、必要性は「高い」として、委員の一部には、そのような異議を唱える方もいるとまとめの欄に記載したい。

○**委員** 適格性及び妥当性について、特定の目標・成果の達成に向けて当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められるのか。補助金がなくても事業者はやっていけるのではないか。補助金があるからこれを利用するという気持ちになる。よって、妥当性は低いと考える。

○**会長** 先ほどと同じように、委員総体の意見としては、必要性は「高い」として、委員の一部には、そのような異議を唱える方もいるとまとめの欄に記載したい。それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 本補助金の補助期間は3年という歯止めがあるが、それでも3年補助となると、合計百万円以上になる場合もあるので、金額は大きい。よって、今後、3年という期限は堅持しながら、他の補助金と同じように、補助率を下げていくべきではないか。再生可能エネルギーの導入促進の面では、当初は仕方ないとしても、先々は、補助率を下げた方がよいのではと思う。このような点から、私は「見直しの上で継続：縮小」という評価だと思う。再生可能エネルギーも、最近では参入しだしている。私も月々、再エネ賦課金を2千円負担しており、このような面からも再生可能エネルギーが促進されていることがわかる。

○**委員** 私も委員と同じ意見である。外国を見ても大変だということで、日本もそのうちどうなるかわからない。今はいいかもしれないが、私も縮小の方向で見直してもらいたいと考えている。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、「縮小」の意見に頷いている委員が複

数いらっしゃるので、外部評価は、「見直しの上で継続：縮小」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で次世代エネルギー事業推進補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(2) 火葬料差額助成金

○**会長** 本補助金について、意見があるか。

○**委員** 私は今回、初めて本補助金を知ったが、市民は知っているのか。

○**事務局** 葬儀屋が喪主や親族にこういう制度があるということを助言しているので、漏れはないと認識している。

○**委員** 火葬料については、格差是正をするが、交通の運賃格差については、大して力を入れていないというか、行政サービスの格差是正が、ここだけ突起しているように思える。

○**事務局** 本市に住所がありながら、子どもがいる市外の葬斎場を使うなどであれば、本人の都合である。しかし、市内のやすらぎ苑は炉が5つ、甕島も炉の数が限られているので、本人の都合とは関係なく、市外の葬斎場を使うのであれば、やむを得ないのかなと思う。委員が言われるように、交通の格差是正など他の分野もあるが、火葬への格差是正については、捉え方もあるのではと思う。

○**委員** 本補助金は、合併以前からあったか。

○**事務局** 本補助制度は、合併後にできたものである。

○**会長** それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、外部評価は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で火葬料差額助成金を終了す

る。

2 補助金等評価 まとめ

(3) 川内汚泥再生処理センター対策委員会 運営補助金

- 会長** 本補助金について、意見があるか。
- 委員** 有効性について、本補助金事業が発足してから4年経過しており、地元住民の理解は既に得られているのではないかと。今後も引き続き本補助事業を行う有効性は低いのではないかと。よって、有効性は低いと考える。適格性及び妥当性について、地元の美化活動は、あえて本センターが主体とならなくても地元各自治会が行うべきではないかと。また、本補助事業は半永続的な交付になるとあり、視点別評価に適合していないため、適格性及び妥当性は低いと考える。
- 会長** 中身も精査をしたいので、9ページをお開きください。先ほどご指摘があったが、2月4日に消防団への寸志として商品券代が支出されているが、野焼きなど作業をされる時のものだろうか。3月2日の会議、3月4日の役員手当もこの規模の経理で、これだけの費用の支出は、妥当な額なのか疑問に思う。先ほど主管課には、会議費について、明細を提出してくださいとお願いしたが、出ないであろうと思われる。
- 事務局** ゆったり館で主管課も入って会議をしているとのことなので、会議の次第、資料などはあると思う。
- 会長** 3月2日の会議には、委員が10名参加されているということなので、一人当たり3千5百円の費用の捻出なのではと推測できる。
- 事務局** 主管課長が、会議には課で出席し、協議や相談を受けたりしているなどと説明されたので、その会議の延長上に懇親会があったのではと考えられるが、会議がなかったのであれば、単純に飲食の費用であることも考えられる。
- 委員** これは地元との協定書はあるのか。
- 事務局** 委員が言われたように、地元住民

の理解が得られているのであれば、協定書をスクラップしているかもしれないが、地元が、本センターを引き受けたんだという意識があるのであれば、なかなか手を付けられない部分もあるのではないかと思います。

- 委員** 地元との協定があるのであれば、支出面の改善をしなければならない。協定がなければ、時限立法にすべきである。補助金をもらっているのであれば、他の地域の住民から、あの地域は、環境美化もすごいし、花もきれいに咲いているなどと思われるような施策をされたい。

○**会長** まとめに記載したい。

- 委員** これまでの経緯があって、本センター対策委員会の必要性はわかる。交付要領に定めている補助事業等の要件は、市民に公平性という観点からもなかなか理解が得られにくい表現になっている。本センター対策委員会の必要性を行政が十分に捉えているのであれば、内部評価の見直しの方向性にも出してあるように、補助内容について、どのようなものが市民に一番理解が得られるかという観点で、見直していただくことを意見としたい。

- 委員** 委員と同じような意見だが、本センター対策委員会の活動は、補助金の受給目的のために実施されているのではないかと。環境美化活動も地元自治会が行えばよく、施設等の研修も毎年同じ自治会に対して同じようなことを行う意義はどこにあるのか。本センター対策委員会を完全廃止にはできないと思うが、更に体制を縮小しても運営できるのではないかと。このような観点から「見直しの上で継続：縮小」と考える。

- 委員** 私は、縮小とまでは判断できないが、補助内容そのものが適正であれば、金額が適当か判断材料になるのではと思う。

- 委員** 本補助金は、委員会の委員10名だけの活動ではなく、自治会や消防団の協力を得て行っている活動なので、委員会の委

員の活動だけではないと思う。公益性に関しても、低いと言わざるを得ないのでは。

○**会長** 内部評価の視点別評価でも公益性については「対策委員会の活動そのものが、不特定多数の市民の利益になっている」とは言い切れないが」と記載してある。だが、A判定である。

○**副会長** このA評価について、「汚泥処理ができること自体、全市民の利益になると考える」の部分からA評価にしたのだと思う。

○**会長** 本センターがあることは、公益性Aだが、本センター対策委員会についての公益性があるかどうか委員の皆様が判断するところである。

○**委員** 協定があるのであれば、必要性は高い。

○**会長** 協定があれば、委託料という形で協定が出てくるであろうし、協定ないからこそ、補助金という形でお茶を濁しているように感じる。

○**委員** 協定があれば、補助金から委託料に移管になると思う。

○**会長** 協定がないから、委託料を出せないという理由があるのではないか。私どもは、出てきている資料で判断をしなければならぬ。それでは、外部評価の視点別評価について必要性のみ「高い」、公益性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「低い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善又は縮小」だと思うが、委員の意見にもあったように、「縮小」と評価するには、ソースが足りないと思う。協定など含めて見直しをされたいとの意見を含めて、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で川内汚泥再生処理センター対

策委員会運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(4) 放課後児童クラブ運営補助金

○**会長** 本補助金について、意見はあるか。

○**委員** なし。

○**会長** それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：拡大」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で放課後児童クラブ運営補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(5) 中小企業対策利子補助金

○**会長** 本補助金について、意見はあるか。

○**委員** 有効性について、成果を測るための適当な効果指標の設定がどのようにされているのか疑問のため、低いと考える。

○**会長** 主管課は、効果を図るものがないとおっしゃっていた。現状では、有効性については、高いも低いもわからない。その御意見については、まとめの中に記載したい。それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、有効性について、委員が言われる部分もあるが、「低い」と評価できるソースがないということで、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性として、外部評価も内部評価と同様に、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で中小企業対策利子補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(6) 緊急保証制度保証料補助金

- 会長** 本補助金は、国の政策に依存しているようだが、意見はあるか。
- 委員** 本補助金は、廃止してもいいのだろうが、国・県が制度を続けている以上は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価をせざるを得ないのではないか。
- 委員** これからの日本の行政の在り方として、今は、国がこうするから、県・市もこうするという流れである。国はこうするが、薩摩川内市はこうするといった考えは、本市にあるのか。国の流れに全部沿っているのか。
- 事務局** 基本的に国の方針に対して、市が反する形というのは、ほとんどない。本市は、国・県としっかり連携を取っており、比較的素直な市だと感じている。
- 会長** 地方交付税が不交付団体でない限り、国の政策に沿った形を取っていないと、いざ、このような補助対象者が出てきた場合、市が困るのではないか。それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。
- 委員** 異議なし。
- 会長** 以上で緊急保証制度保証料補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ (7) 中小企業元気づくり補助金

- 会長** 本補助金について、意見はあるか。
- 委員** 他の委員の意見もお聞きしたいが、適格性及び妥当性について、社員研修の補助について、中小企業者が申請すれば、毎年補助金が出るということであるが、これは、固定的な補助に該当するのではないか。よって、適格性及び妥当性は低いと考える。
- 会長** 交付要綱に補助上限を1年間10万円としているが、2年目も10万円の申

請があれば、申請できるとしている。これは、交付要綱で既に決まっていることなので、なかなか指摘しづらい部分があるかと思う。これを適格性及び妥当性の項目から精査することができるだろうか。

- 委員** 本市の技術力、社員の熟練度及び専門性などは、他に比べ、遅れている部分があると思う。そういう意味では、本補助事業は、人材養成や製品宣伝を進めており、今回、女性人材育成支援も追加されたことから、妥当なのではと思う。積極的に地場の企業が、社員教育を徹底して、薩摩川内市には、このような実力があるんだと思ってもらえるような努力はしなければならないと思う。

- 副会長** 3ページの第3条に記載してある大学校やセンター以外の社員研修には補助金は出ないのか。

- 委員** 出ない。単に自分たちで勝手にするような研修に補助金は出ない。ある程度、計画が練られていて、高度な技能や知識を推奨しているような研修を対象にしているのではと思った。俗に言う社員研修とは違うのでは。

- 会長** それでは、外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

- 委員** 異議なし。

- 会長** 今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同様に「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

- 委員** 異議なし。

- 会長** 以上で中小企業元気づくり補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ (8) 中心市街地テナントミックス支援事業補助金

- 会長** 本補助金について、意見はあるか。
- 委員** 有効性について、過去3年間の交付件数はいずれも1件である。市は本補助金

を出すにあたり、目標・成果の達成をどのように位置付けているのか。交付件数を見る限り、本補助金の有効性は大いに課題があるのではないかと考える。適格性及び妥当性について、本補助金等の交付以外に適当な政策手段がないとあるが、市街地活性化については、商工政策課だけではなく、市街地活性化に関係する全ての課が取り組む必要がある大きな課題ではないか。昨年度実施された本市総合戦略検討委員会でも私的意見を述べさせてもらったが、市街地活性化の政策手段は、総合的に議論をすることで、魅力ある薩摩川内市をいかにつくるかということが、市街地活性化につながるのではと料する。よって低いと考える。

○副会長 6～8ページの実績を見ると、この辺りでよく見かけられるお店や事務所も本補助金を使っていたんだなと思った。このような点から、本補助金の有効性は高いのでは。

○委員 9ページの役員報酬とは何か。

○事務局 わかりづらいかもしれないが、本補助金の補助対象者は(株)薩摩川内市観光物産協会であり、補助対象経費を、(株)薩摩川内市観光物産協会の事務費としている。よって、本補助事業に関係した(株)薩摩川内市観光物産協会の役員の報酬が含まれている。

○委員 関連するが、給与と役員報酬について、前年度と本年度の額にかなりの差があるが、どう考えればよいか。

○事務局 交付要領の予算の範囲内という記載がポイントだと思うが、主管課もその差が何かということを確認しているかどうかはわからない。

○委員 本補助事業は、なぜ商工会議所から、(株)薩摩川内市観光物産協会になったのか。

○事務局 中心市街地活性化は、もともと、まちづくり薩摩川内が取り組んでいたが、まちづくり薩摩川内と(株)薩摩川内市観光

物産協会と合併したため、(株)薩摩川内市観光物産協会になった。

○委員 1ページのチラシを見ると、補助対象となる事業者の条件に「商工会議所等から経営指導を受け、定期的に営業報告を行う事業者」と記載してある。(株)薩摩川内市観光物産協会との記載はなく、商工会議所が強く関与しているように読める。

○委員 6～8ページの22事業者は、商工会議所のメンバーであり、(株)薩摩川内市観光物産協会のメンバーでもあるのか。

○事務局 そうである。経営指導は、(株)薩摩川内市観光物産協会よりも商工会議所の方がノウハウを持っているので、その部分については商工会議所に担ってもらっている。

○委員 本事業を市で取り組めば、9ページの役員報酬や給与などの費用は発生しないはずである。経費を節約した方が良いと思う。

○事務局 当課の立場として、民間でできるものは、民間でしてほしいというのが第一にある。合併時、1,366人いた職員が、平成28年4月1日現在1,029人になった。337人減らしたことになる。この理由の大きな1つがアウトソーシングである。行政が実施するより、民間のプロが実施した方が成功の可能性も高くなるため、民間でできるものは、行政が立ち入るべきでないという当課の考えもある。

○委員 民間に任せているのに、補助金を交付するということは、市が実施しているようなものではないのか。

○事務局 事務的な細かいところまでは説明できないが、(株)薩摩川内市観光物産協会は、6～8ページの22店舗の取りまとめや商工会議所への経営指導など、かなりの事務が生じているのではないと思う。その部分については、本交付要領に合致していれば、予算の範囲内で補助金が交付できると主管課も答えると思う。本委員会とし

ては、そのような意見を発言して頂ければと思うので、言える部分については、報告書に意見として列記したい。

○委員 民間がやるにしても240万円はもったいないと感じるし、本事業を商工会議所が実施すれば、本補助金もいらないのではと思う。また、国道3号線を含めて、空き店舗が少しでも減って、街が明るくなるような成果を上げる努力をされたい。

○委員 ㈱薩摩川内市観光物産協会全体への補助金はあるのか。

○事務局 他の業務内容での補助金はある。

○委員 複数の補助金から、重複して給与が支給されているのか。

○事務局 業務の内容を精査して、㈱薩摩川内市観光物産協会の補助のなかで、二重という部分があれば、そこは本委員会として、厳しく指摘していただきたい。

○委員 報酬と給与を貰っている方は、テナントミックス事業の専従職員になるのか。

○事務局 前年度は、ひとり分の給与なのか、本年度は、担当が役員に変更になったのか、詳細はわからない。

○委員 ㈱薩摩川内市観光物産協会の業務と兼務するのではないのか。

○事務局 兼務されていると思う。

○委員 6ページに途中解約3件とあるが、途中解約したら補助金は返納しないといけないのか。

○事務局 返納はない。

○会長 本交付要領は、㈱薩摩川内市観光物産協会へのおまかせ要領である。役員報酬にしろ、給与にしろ、何にでも使える交付要領になっている。何の目的の補助金なのか補助金の在り方をはっきりしていただきたい。本補助金の対応事業者が㈱薩摩川内市観光物産協会しかいなかったのだと思うが、これに対立するような事業者が出てきた場合、同じ条件で補助金を出さないといけなくなる。それでは、外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効

性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同様に「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で中心市街地テナントミックス支援事業補助金を終了する。

その他 評価時の指摘事項に対する回答

1 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金

○3月2日の会議の資料を提出されたい。

→主管課より会議次第が提出された。

○地元との協定書はあるのか。

→管課より平成26年4月1日付の覚書が提出された。

その他 評価時の指摘事項に対する回答

2 中心市街地テナントミックス支援事業補助金

○給与と役員報酬の前年度との差の理由は。

→平成26年度決算額を比較した場合、給与部分で1,764,000円の減、法定福利費で264,009円の減となっている。要因は、観光物産協会において、事務改善等を実施することで、事務の効率化を図り、事業担当者を削減した結果である。

○補助金から人件費が支出されているが、他の補助金からも重複して人件費を受け取っているのか。

→補助している人件費については、事業担当者の人件費に充当されており、他の補助金や委託料との重複はない。平成28年度においても、更なる事務改善、事務の効率化を図り、人件費の削減を図っている。人件費について240,000円の減、法定福利費について114,000円の減で計画している。